

平成24年度 施政方針



公共交通のあり方の検証を
続けます。
また、エコライフや健康
志向の高まりを考慮し、「自
転車通行環境ネットワーク
計画」の策定や住宅用太陽
光発電システム設置助成を
拡充します。

主要施策

安全・安心な暮らしの創造
地域防災計画の見直しや
計画の実効性確保のため、
市民参加型防災訓練を実施
するほか、遠方の自治体と
の「相互応援協定」の締結
を進めます。また、原発事
故による「食」への不安を
なくすため、給食の放射能
検査を実施します。

つながりによる 地域力の創造

男女共同参画社会の実現
向け、新たに「モデル地
区チャレンジ事業」を実施
します。子育て支援では、
夏休み期間の留守家庭児童
会の受入れを拡大し、高齢
者福祉では、新たに肺炎球
菌ワクチン接種費の助成を
実施します。

地域の輝きと活力の創造

一休ブランドを活用した
「二休とんちロード」の整備
を行います。また、新産業
創出に向けて、D i e g
や大住工業系システム地区西整理
事業への支援を継続します。
しあわせを実感できる
社会の創造
将来の都市構造の検討や

結びこ

今年度は昨年度からの震
災対策に加えて、「人の温
かさや優しさが感じられ
る」「人と人とが互いに寄
り添って生きていける」地
域社会を築けるよう、社会
を構成するすべてのファク
ターが相互につながりを持
ちながら、互いに高め合え
るようなネットワークづく
りに力を注ぎ、このような
時代だからこそ、市民のみ
なさんが「自分自身はひとり
ではない。地域で見守られて
いるのだ」と実感していた
だけのようなぬくもりのあ
るまちづくりに、全力を挙
げて取り組みます。

公共交通のあり方の検証を
続けます。
また、エコライフや健康
志向の高まりを考慮し、「自
転車通行環境ネットワーク
計画」の策定や住宅用太陽
光発電システム設置助成を
拡充します。

人事

監査委員 稲川氏を再任

市は、監査委員の任期満了に伴い、
2月21日に開かれた市議会定例会
で、稲川俊明氏(65) 普賢寺下大
門を再任する人事案件の同意を得て、
同氏を選任しました。
任期は平成24年4月1日から4年間
です。

教育委員会委員 山口氏を任命

市は、2月21日に開かれた市議会定
例会本会議で、山口恭一氏(62) 宇
治市小倉町を教育委員会委員に任命
する人事案件の同意を得て、同氏を任命
しました。
任期は平成24年4月1日から4年間
です。

固定資産評価審査委員会委員に 和久・河原・西口氏

市は、固定資産評価審査委員会委員

**民生委員・児童委員
新しく3人に委嘱**
市は、1月30日に山手西・三野・
府営住宅地区の民生委員・児童委員を
新たに委嘱しました。任期は、平成
25年11月30日までです。
氏名・担当地区(敬称略) = ▼堀井
紀子(☎ 29-5553)・山手西 ▼西川常
子(☎ 62-5354)・三野 ▼片岡賢(☎
62-3568)・府営住宅
問合せ先=社会福祉課(☎ 64-1371)



バリア改修費を補助 市内業者へ依頼の場合が対象

市は、市内業者に自宅や店舗のバリアフリー改修工
事を発注した場合、工事費用の2分の1を助成します。

【対象者】
▼住宅=次の①②に該当し、市税の滞納がない人①
本市に住民登録または外国人登録し、市内に居住して
いる②申請者および同居者に介護認定(支援)を受けて
いる人や、高齢者・障害者住宅改修の対象者(過去
に交付を受けた人を含む) がない
▼店舗=市内に自らが営む店舗を構える中小企業者
で、市税の滞納がない人

【対象施設】
▼住宅=自己の居住用住宅。共同住宅の場合は、専
有部分のみ
▼店舗=自己の営業用店舗。小売店・飲食店・診療
所など市民が日常的に利用する店舗。事務所・工場・
風営法第2条に規定するものを除きます
住宅・店舗を賃借している場合は、建物所有者の承
諾書が必要です。

【対象工事】
移動の円滑化のために行う段差解消・手すりの設置
などの費用が5万円以上(税別)で交付決定後に着
工し、平成25年3月29日(金)までに実績報告が提出
できるもの。ほかの助成を受けている場合を除きます

【上限額】
▼住宅=10万円▼店舗=20万円
【申込方法】
産業振興課か市ホームページにある申請書に必要書
類を添え、持参してください
【しめきり】
12月28日(金)。予算額に達した場合は、受け付けを
終了します
【申込・問合せ先】
産業振興課(☎ 64-1364)

太陽光発電システムを設置 10万円までの費用を補助

市は、自然エネルギーを活用し地球
温暖化防止対策を進めるため、住
宅用太陽光発電システムの設置費用
を補助します。

対象=次のすべてを満たす人
▼自らが居住する市内の住宅に、新たに住宅
用太陽光発電システムを設置する個人▼国の住
宅用太陽光発電システム補助金制度に応募し、
国からの補助金交付が確定してから1年以内
補助額=住宅用太陽光発電システムの出力
1kW当たり3万円。上限は10万円
申請方法=環境課か市ホームページにある申
請書に必要書類を添えて、持参してください
しめきり=平成25年3月29日(金)。予算額
に達した場合は、受け付けを終了します
申請・問合せ先=環境課(☎ 64-1366)



市民活動団体を支援 上限10万円の補助金を交付

市は、自主的な市民活動の
活性化を図るため、市民活動
推進補助金を交付します。

対象団体=市民3人以上で
構成している
特定の宗教・思想などの普
及活動を行う団体、特定の公
職者・政党を支持・反対する
ことを目的とする団体、暴力
団などの統制下にある団体
など、団体の団体を除きます
営利目的の団体を除きます

対象事業=市民を対象とし、
福祉・文化・生涯学習・
スポーツ・経済・産業・観光・
環境などの地域の活性化に寄
与する事業
過去に3回以上補助を受け
た事業や、ほかの補助金など
を受けているものを除きま
す。

申請・問合せ先=市民参画
課(☎ 64-1314)

市は、自主的な市民活動の
活性化を図るため、市民活動
推進補助金を交付します。

対象団体=市民3人以上で
構成している
特定の宗教・思想などの普
及活動を行う団体、特定の公
職者・政党を支持・反対する
ことを目的とする団体、暴力
団などの統制下にある団体
など、団体の団体を除きます
営利目的の団体を除きます

対象事業=市民を対象とし、
福祉・文化・生涯学習・
スポーツ・経済・産業・観光・
環境などの地域の活性化に寄
与する事業
過去に3回以上補助を受け
た事業や、ほかの補助金など
を受けているものを除きま
す。

申請・問合せ先=市民参画
課(☎ 64-1314)

老人医療 助成制度

限度額適用認定証 外来でも使用できます

老人医療助成制度の受給者
で限度額認定証を持つ人は、
4月1日から、入院に加え外
来診療でも高額療養費の限度
額適用認定証が使えるように
なります。

申請に必要なもの=健康保
険被保険者証・福祉医療費受
給者証・印鑑
申請・問合せ先=国保医療
課(☎ 64-1374)

健診機関	健診の種類	自己負担額	補助金交付額 (公費負担分)
宇治徳洲会病院 (☎20-1111)	人間ドック	11,100円 (11,700円)	25,650円 (27,150円)
	脳ドック	9,500円	22,000円
	併用ドック	18,900円 (19,600円)	44,100円 (45,500円)
京都きつ川病院 (☎54-1116)	人間ドック	12,000円 (13,000円)	27,900円 (30,050円)
	脳ドック	9,500円	22,000円
京都第一赤十字病院 (☎075-561-1121)	併用ドック	19,900円 (20,800円)	46,250円 (48,500円)
	人間ドック	12,300円 (13,300円)	28,650円 (30,800円)
高の原中央病院 (☎0742-71-1030)	併用ドック	19,600円 (20,500円)	45,500円 (47,750円)
	人間ドック	12,600円 (13,600円)	29,400円 (31,550円)
田辺中央病院 (☎63-1116)	併用ドック	19,900円 (20,800円)	46,250円 (48,500円)
	人間ドック	12,000円 (13,000円)	27,900円 (30,050円)
	脳ドック	9,500円	22,000円
	併用ドック	19,300円 (20,200円)	44,750円 (47,000円)

※京都第一赤十字病院・高の原中央病院では、脳ドック単独の受診はできません。
※健診機関は五十音順です。

はりきゅう・マッサージ 施術費助成証明書を交付



市は、高齢者の福祉・
健康増進のため、はり・
きゅう・マッサージの施
術費を助成する「高齢者
はり・きゅう・マッサ
ジ施術費助成証明書」を
交付します。
対象=本市に住民登録
または外国人登録してい
る満65歳以上の人
交付枚数=申請月から
平成25年3月までの月数
に相当する枚数(12枚ま
で)
使用期限=平成25年3
月31日(日)
助成額=1回の保険適
用外施術費のうち、2千
円(市と施術所がそれぞ
れ1千円)。施術費が1
回2千円以下の場合を除
きます
申請方法=健康保険被
保険者証か後期高齢者医
療保険証・本人または代
理人の印鑑を持参して
ください
申請期限=平成25年3
月29日(金)
申請・問合せ先=国保
医療課(☎ 64-1374)

ねんきん 学生納付特例を受け付け 申請は毎年必要です

平成24年度の国民年金保険料の学
生納付特例申請を受け付けます。
学生納付特例は、学生の前年の所得
が一定の基準以下の場合に保険料の納
付が猶予される制度です。
対象=大学(大学院・短期)・高等
学校(専門学校)・専修学校・学校教
育法に規定され修業年限が1年以上で
ある課程の学校・文部科学大臣が指
定する海外大学などに在学する20歳
以上の人
申請に必要なもの=▼学生証・在学
証明書(写し可)▼年金手帳▼印鑑▼
平成24年度所得課税証明書(同23年
中に所得があった人は、同24年1月
1日現在に住んでいた市区町村が発
行するもの)か非課税証明書▼会社など

を退職した人は、雇用保険被保険者離
職票か雇用保険受給資格者証(写し可)
承認期間=申請のあった日の属する
年度
年度途中で申請しても、その年度の
4月までさかのぼって承認を受ける
ことができますが、承認を受けず事故
や病気で障がいが残った場合は、障
害基礎年金を受給できないことがあ
ります。
なお、前年度承認されていても、申
請は毎年度必要です。前年度承認さ
れた人には、日本年金機構から申請
用はがきが郵送されます。届かない
人は、市役所にお問い合わせくださ
い。
詳しくは、ねんきんダイヤル
(☎ 0570-05-1165、IP電話は☎
03-6700-1165)・京都南年金事務
所(☎ 075-643-2547)へお問い合
わせください。
申請・問合せ先=市民年金課(☎
64-1333)